

**助成対象のイメージ
及び**

助成金（運営費・整備費）のイメージ

助成対象のイメージ

助成の内容

【整備費】 定額(施設整備に必要な費用の3 / 4相当分)

【運営費】 定額(企業の自己負担相当分及び利用者負担相当分を除く部分)

一人当たり単価に利用人数を乗じた額を基本に助成(用途制限は設けない)

11時間開所を基本に単価設定(13時間開所の単価も設定。多様な働き方への対応へのインセンティブ付けを行う)

新設の場合

【整備費】及び【運営費】の助成を受けることが可能

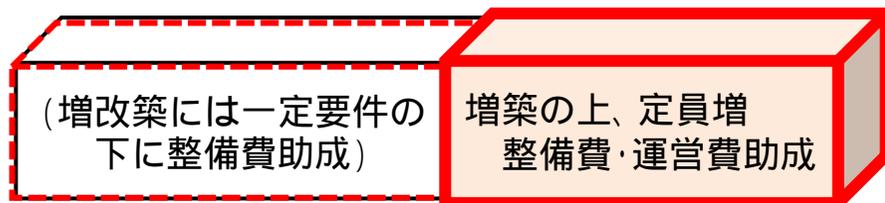
既存の事業所内保育施設の場合

以下の例について、助成の対象

定員を増員した場合

- n 新規増員分で企業主導型保育事業を実施する場合に増員部分を補助。
- n 【整備費】については、一定程度の定員増を図った上で増改築を実施する場合には、既存分を含めた増改築全体に対して助成。

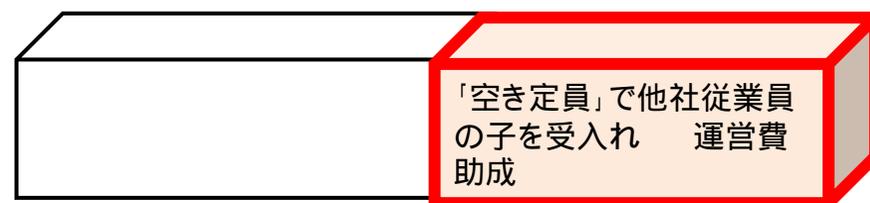
(例)



「空き定員」を活用した場合

- n 自社従業員に使われていない「空き定員」分を活用して他の一般事業主従業員の子ども等を一時的に受け入れた場合に、【運営費】を助成。

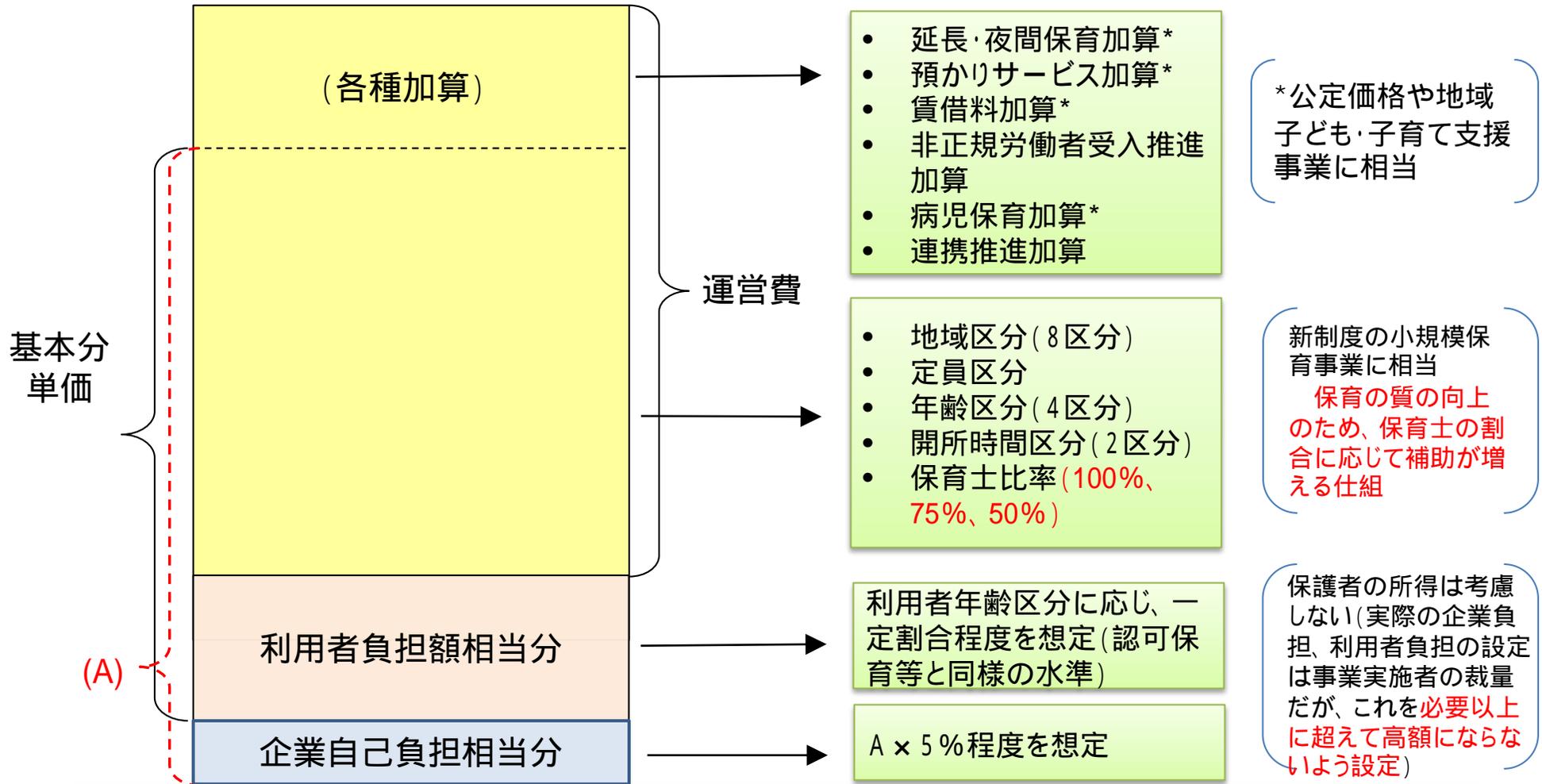
(例)



運営費のイメージ

n 運営費の保育単価は、子ども・子育て支援新制度の小規模保育事業等の公定価格をベースに設定。施設型給付と同様、用途制限は設けない。

- ・ 地域区分、定員区分、年齢区分、開所時間区分、保育士比率区分(100%、75%、50%)を設ける。



各種加算の内容(運営費)

延長保育加算

「延長保育事業の実施について(平成27年7月17日雇児発0717第10号)」に定める基準に準じ、1日当たり、11時間(1日13時間開所の事業所の場合は13時間)の開所時間の前後の時間において、さらに30分以上の延長保育を実施した場合に行われる加算をいう。

なお、対象児童の算定方法は以下のとおりとする。

ア 1時間延長

開所時間を超えて1時間以上の延長保育を実施しており、延長時間内の1日当たり平均対象児童数が6人以上いること。

イ 2時間延長

開所時間を超えて2時間以上の延長保育を実施しており、延長時間内の1日当たり平均対象児童数が3人以上いること。

ウ 3時間以上の延長

イと同様1時間毎に区分した延長時間以上の延長保育を実施しており、延長時間内の1日当たり平均対象児童数が3人以上いること。

エ 30分延長

上記ア～ウに該当しないもので、開所時間を超えて30分以上の延長保育を実施しており、延長時間内の1日当たり平均対象児童数が1人以上いること。

夜間保育加算

開所時間は11時間(1日13時間開所の事業所の場合は13時間)とし、午後10時まで開所し、仮眠のための設備及びその他夜間保育のために必要な設備、備品を備えている場合に行われる加算をいう。

非正規労働者受入推進加算

企業主導型保育事業の定員内に、例えば、産前や産後休暇以降の職場復帰を控えている保護者の子供など非正規労働者の子供を、優先的に入所させるための枠を別に設けている場合に行われる加算をいう。

病児保育加算

「病児保育事業の実施について(平成27年7月17日雇児発0717第12号)」に定める基準に準じ、保育を必要とする乳児、幼児又は保護者の労働もしくは疾病その他の事由により家庭において保育を受けることが困難となった小学生であって疾病にかかっているものについて、保育を行う事業を実施する場合に行われる加算をいう。

預かりサービス加算

「一時預かり事業の実施について(平成27年27文科初第238号・雇児発0717第11号)」に定める基準に準じ、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、企業主導型保育所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業を実施する場合に行われる加算をいう。

賃借料加算

以下の要件全てを満たす施設に対し行われる加算をいい、定員区分ごとの加算額を上限とする。

ア 保育の用に供する建物が賃貸物件であること。

イ アにより、賃借料が発生していること。

ただし、上記の要件に適合しなくなった場合には、要件に適合しなくなった日の属する月の翌月(月初日に適合しなくなった場合はその月)から加算の適用が無いものとする。

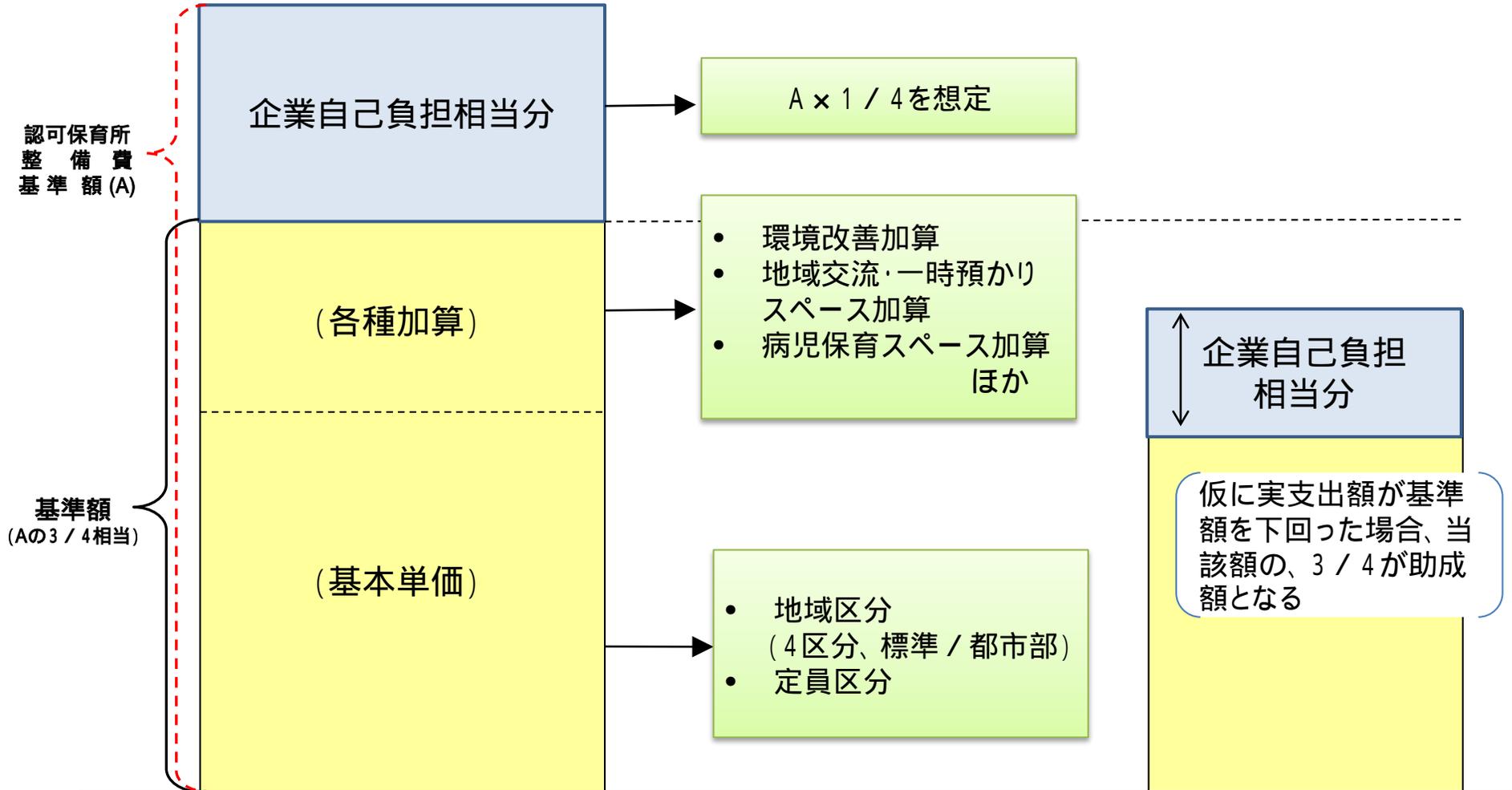
連携推進加算

公募団体への助成申請手続、企業間の連携、地域枠の子どもの受入、市町村への情報提供など、企業主導型保育事業を実施するうえで必要な職員を、必要となる保育従事者に加えて、別途、配置した場合に行われる加算をいう。



整備費のイメージ

- n 整備費の助成単価は、認可保育所整備費の単価と同一水準とする。
- n 助成単価は定額(3 / 4相当分)を交付する。



各種加算の内容(整備費)

環境改善加算

既存建物等を活用する場合等に、児童の安全性を考慮する等、建物の入口周辺や病児保育施設までの経路等を児童向けの環境に整備する際に、加算をする。

特殊附帯工事加算

建物に固定して一体的に整備する下記に掲げる工事を行った場合に、加算をする

水の循環・再利用の整備

施設から排出される生活雑排水等の循環・再利用のための整備

生ごみ等処理の整備

施設から出るごみの有効活用及び排出量の抑制等ごみ処理のための整備

ソーラーの整備

光熱水費等の節減及び地域の環境保全のためのソーラーの整備

消融雪設備整備

建物に固定して一体的に整備する消融雪設備(企業主導型保育施設が、豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)に規定する特別豪雪地域に設置される場合に限る。)

その他

資源の有効活用及び地域の環境保全のための整備であって必要と認められるもの

土地借料加算

新たに土地を貸借して建物を整備する場合に、加算をする。
整備を行う年度に係る分に限る。

地域交流・一時預かりスペース加算

一時預かりや地域に密着した独自事業を実施する場合で、専用スペースを整備する場合に加算をする(親子交流、情報交換の場など)。

病児保育スペース加算

病児保育を実施、又は実施予定の場合で、専用スペースを整備する場合に加算をする。

